

「スーパーICカード特別規定」変更点（下線部が変更点）

変更前	変更後（2024年5月13日改定）
<p data-bbox="626 289 997 321">スーパーICカード特別規定</p> <p data-bbox="151 365 685 401">第1条（スーパー IC カード特別規定）</p> <p data-bbox="151 405 1472 478">(1) 本規定は、スーパー IC カード（以下「本件カード」といいます。）のサービスのうち、クレジットカードサービスにつき定めるものです。</p> <p data-bbox="151 483 1472 632">(2) 本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となり、その他の預金口座を支払預金口座に指定することはできません。なお、支払預金口座に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="151 636 1472 751">(3) 本件カードのお申し込みは、日本国内にお住まいの個人の方のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="647 793 979 825">中省略改訂箇所のみ抜粋</p> <p data-bbox="151 909 587 945">第10条（カード種類の変更など）</p> <p data-bbox="151 949 1472 1022">(1) 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。</p> <p data-bbox="151 1026 1472 1100">(2) カード種類の変更については、<u>当行が別途認めた場合を除き</u>、本件カードを解約してあらためてご希望のカードをお申し込みください。</p> <p data-bbox="1406 1171 1472 1203">以上</p>	<p data-bbox="1961 289 2332 321">スーパーICカード特別規定</p> <p data-bbox="1495 365 2030 401">第1条（スーパー IC カード特別規定）</p> <p data-bbox="1495 405 2816 478">(1) 本規定は、スーパー IC カード（以下「本件カード」といいます。）のサービスのうち、クレジットカードサービスにつき定めるものです。</p> <p data-bbox="1495 483 2816 632">(2) 本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となり、その他の預金口座を支払預金口座に指定することはできません。なお、支払預金口座に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="1495 636 2816 751">(3) 本件カードのお申し込みは、日本国内にお住まいの個人の方のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="1982 793 2315 825">中省略改訂箇所のみ抜粋</p> <p data-bbox="1495 909 1932 945">第10条（カード種類の変更など）</p> <p data-bbox="1495 949 2816 1022">(1) 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。</p> <p data-bbox="1495 1026 2816 1100">(2) カード種類の変更については、本件カードを解約してあらためてご希望のカードをお申し込みください。</p> <p data-bbox="2742 1171 2807 1203">以上</p>